

函館市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第2号

函館市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

函館市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年函館市規則第97号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

7,800円 (0円)	7,600円 (0円)
12,300円 (0円)	12,100円 (0円)
16,700円 (0円)	16,400円 (0円)
20,400円 (0円)	20,000円 (0円)
21,800円 (0円)	21,400円 (0円)
25,100円 (0円)	24,700円 (0円)
28,500円 (0円)	28,100円 (0円)
32,900円 (0円)	32,300円 (0円)
36,400円 (0円)	35,800円 (0円)
40,000円 (0円)	39,400円 (0円)
43,600円 (21,800円)	43,000円 (21,500円)
47,600円 (23,800円)	46,700円 (23,350円)
51,700円 (25,850円)	50,800円 (25,400円)

を

7,800円	7,600円
12,300円	12,100円
16,700円	16,400円
20,400円	20,000円
21,800円	21,400円
25,100円	24,700円
28,500円	28,100円
32,900円	32,300円
36,400円	35,800円
40,000円	39,400円
43,600円	43,000円
47,600円	46,700円
51,700円	50,800円

55,800円 (27,900円)	54,900円 (27,450円)
59,700円 (29,850円)	58,500円 (29,250円)
64,400円 (32,200円)	63,200円 (31,600円)
69,000円 (34,500円)	67,800円 (33,900円)
73,700円 (36,850円)	72,100円 (36,050円)
78,400円 (39,200円)	76,800円 (38,400円)
86,200円 (43,100円)	84,600円 (42,300円)

55,800円	54,900円
59,700円	58,500円
64,400円	63,200円
69,000円	67,800円
73,700円	72,100円
78,400円	76,800円
86,200円	84,600円

に改め、同表備考第4項中「の上段」を削り、同表備考第5項を次のように改める。

- 5 特定被監護者等（令第14条各号列記以外の部分に規定する特定被監護者等をいう。以下この項および別表第2備考第5項において同じ。）が2人以上いる場合における教育・保育給付認定保護者に係る算定子ども（利用者負担額の算定に係る満3歳未満保育認定子どもをいい、最年長者である特定被監護者等を除く。）に関する利用者負担額については、上表および前項の規定にかかわらず、零とする。

別表第1備考第6項を削る。

7,800円 (0円)	7,600円 (0円)
12,300円 (0円)	12,100円 (0円)
16,700円 (0円)	16,400円 (0円)
20,400円 (0円)	20,000円 (0円)
21,800円 (0円)	21,400円 (0円)
25,100円 (0円)	24,700円 (0円)

7,800円	7,600円
12,300円	12,100円
16,700円	16,400円
20,400円	20,000円
21,800円	21,400円
25,100円	24,700円

別表第 2 中

28,500円 (0円)	28,100円 (0円)
32,900円 (0円)	32,300円 (0円)
36,400円 (0円)	35,800円 (0円)
40,000円 (0円)	39,400円 (0円)
43,600円 (21,800円)	43,000円 (21,500円)
47,600円 (23,800円)	46,700円 (23,350円)
51,700円 (25,850円)	50,800円 (25,400円)
55,800円 (27,900円)	54,900円 (27,450円)
59,700円 (29,850円)	58,500円 (29,250円)
64,400円 (32,200円)	63,200円 (31,600円)
69,000円 (34,500円)	67,800円 (33,900円)
73,700円 (36,850円)	72,100円 (36,050円)
78,400円 (39,200円)	76,800円 (38,400円)
86,200円 (43,100円)	84,600円 (42,300円)

を

28,500円	28,100円
32,900円	32,300円
36,400円	35,800円
40,000円	39,400円
43,600円	43,000円
47,600円	46,700円
51,700円	50,800円
55,800円	54,900円
59,700円	58,500円
64,400円	63,200円
69,000円	67,800円
73,700円	72,100円
78,400円	76,800円
86,200円	84,600円

に改め、同表備考第 4 項中「の上段」を削り、同表備考第 5 項を次のように改める。

- 5 特定被監護者等が 2 人以上いる場合における教育・保育給付認定保護者に係る算定子ども（徴収金の算定に係る満 3 歳未満保育認定子どもをいい、最年長者である特定被監護者等を除く。）に関する徴収金の額については、上表および前項の規定にかかわらず、零とする。

別表第 2 備考第 6 項を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育，同法第29条第1項に規定する特定地域型保育，同法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育および同項第4号に規定する特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）について適用し，同日前に行われた特定教育・保育等については，なお従前の例による。